

「税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクト」

- 近年、各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している問題が顕在化している。
- この問題に対応するため、OECD租税委員会（議長：浅川・財務省財務官）は、2012年6月より「税源浸食と利益移転」（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）に有効に対処するためのプロジェクトを立ち上げ。G20からの要請も受け、2013年7月19日には「BEPS行動計画」を公表。BEPS行動計画は、G20サミット（2013年9月5～6日、サンクトペテルブルク）に報告され、日本をはじめとするG20諸国から全面的な支持を得た。
- 行動計画の実施にあたり、OECD非加盟のG20メンバー8か国（※）がOECD加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加しうる枠組みとして「OECD／G20 BEPSプロジェクト」を設けた。
（※）中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ
- OECDは2015年中にBEPSに有効に対処していくための対応策を取りまとめ、勧告するとのスケジュールを公表。
2014年9月16日には、BEPSプロジェクトの第一弾報告書を公表。
- 2015年9月にBEPS最終報告書を取りまとめ、10月5日に公表。
- 10月のG20財務大臣会合（於：ペルー・リマ）、11月のG20サミット（於：トルコ・アンタルヤ）に報告される見込み。

「BEPSプロジェクト」年表

2012年6月

- － OECD租税委員会本会合において、BEPSプロジェクトを開始
- － G20サミット（墨：ロスカボス）でBEPS防止の必要性を明記

2013年2月

- － 「Addressing BEPS」公表。

2013年6月

- － G8サミット（英・ロッキーン）で、BEPSプロジェクトを支持

2013年7月19日

- － 「BEPS行動計画」公表。G20サミット（露・サンクトペテルブルク）に報告

2014年9月

- － BEPS報告書（第一弾）を公表。11月のG20サミット（豪・ブリスベン）に報告

2015年9月

- － BEPS最終報告書を取りまとめ。10月のG20財務大臣会合（ペルー・リマ）、11月のG20サミット（トルコ・アンタルヤ）に報告予定。

BEPSプロジェクトの最終報告書について

○ BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) プロジェクトとは

企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間はずれが生じていた。BEPSプロジェクトは、公正な競争条件 (Level Playing Field) という考え方の下、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと (BEPS) がないよう、国際課税ルールを世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すプロジェクト。

A. グローバル企業は払うべき (価値が創造される) ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う間接税に係る問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。一方、直接税に係る問題については、以下の(2)~(6)の勧告を実施することで、対応可能であり、物理的施設を伴わない事業活動に対し、PE (Permanent Establishment) という現行の物理的概念を超えて事業 (= 課税) の場所を認識することについては、未だ電子経済はそこまでの発展段階に至っておらず、現時点では不要と結論。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

- 行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化
- 行動3 外国子会社合算税制の強化
- 行動4 利子控除制限
- 行動5 有害税制への対抗

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準 (モデル租税条約・移転価格ガイドライン) が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

- 行動6 条約濫用の防止
- 行動7 人為的なPE認定回避
- 行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

- 行動5 ルーリング (企業と当局間の事前合意) に係る自発的情報交換
- 行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立
- 行動12 タックス・プランニングの義務的開示
- 行動13 多国籍企業情報の報告制度 (移転価格税制に係る文書化)

C. 企業の不確実性の排除と予見可能性の確保

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築

(6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改正には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の開発